

資料②

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書のモデル

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 本院は京都府知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所（事業所番号261-医療機関コード）です。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う医師は、下記のものです。

院長名

2. 要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診または訪問診療による計画的かつ継続的な学的管理に基づき、医師が利用者のケアマネジャーやサービス事業所への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの指導助言を行います。

3. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う曜日、時間は原則として下記の通りです。

____曜日～____曜日の____時____分～____時____分

____曜日～____曜日の____時____分～____時____分

←運営規程と同じ時間を記入

①ただし、上記の曜日が国民の祝日、及び8月____日～____日、12月____日～1月____日の場合は休診とさせていただきます。

②上記の曜日、時間で臨時休診する場合はその都度院内に掲示いたします。

4. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬剤料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、1回につき、医療保険で在宅時医学総合管理料または特定施設入居時等医学総合管理料を算定している場合は____円、していない場合は____円（ただしいずれも1月に2回を上限とする）を徴収させていただきます。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。

5. 交通費については、以下の取扱いで徴収させていただきます。

本院を拠点として1kmにつき____円

生活保護世帯の方については、各市町村により交通費を補助する制度もありますので遠慮なくお申し出下さい。

6. 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。また、苦情内容によっては市町村窓口（TEL 所轄の区役所、市役所等）または国保連合会（TEL 075-354-9050）をご紹介する等対応させていただきます。

7. 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

